

報道関係者 各位

平成22年3月31日
労働基準局総務課
(担当・内線)
総務課長 前田 芳延
中央労働基準監察監督官
小城 英樹
(電話代表) 03(5253)1111(内 5586)
(夜間直通) 03(3502)6741

(財)中小企業災害補償共済福祉財団に対する 行政処分について

厚生労働省は、本日付で、財団法人中小企業災害補償共済福祉財団(東京都新宿区、理事長 西川芳治)に対して、同財団が行う災害補償共済事業の業務の一部について、業務停止命令を発出しました。

業務停止命令の対象業務は、新規加入会員の募集及び加入手続並びに被共済者の増員手続に係る業務です。

命令の期間は、平成22年4月1日から、法人の寄附行為第4条第1号に係る規約(保険の約款に相当)が保険法に適合し有効に施行されるまでの間です。

なお、既に参加されている会員(継続会員)に対する災害補償共済事業に係る補償費の支払については、今回の業務停止命令によって影響を受けるものではありません。

※行政処分の概要は別紙のとおりです。

行政処分の概要について

- 1 財団法人中小企業災害補償共済福祉財団（以下「財団」という。）が、中小企業における災害補償共済事業を実施するために制定している規約（保険の約款に相当。以下「規約」という。）については、平成 22 年 4 月 1 日から施行される保険法が適用されることとなることから、保険法に適合するよう規約の一部変更の認可申請が厚生労働大臣あて提出されました（平成 22 年 3 月 25 日申請）。

- 2 しかしながら、財団の認可申請を審査した結果、財団は理事会において適正に評議員に選任された者に対し、
 - ・ 正当な理由なく評議員の委嘱に必要な手続を行わなかったこと、
 - ・ 規約の一部変更について審議した評議員会の招集を通知しなかったことから、寄附行為等に定める手続を履行しておらず、評議員会の議決が有効と認められないため、当該認可申請については、本日（平成 22 年 3 月 31 日）付けで認可しない旨の処分を行ったものです。

- 3 このため、財団の規約は、保険法に適合するものとなっておらず、契約者等の保護に問題が認められるため、併せて本日付けで一部の業務について業務停止命令の処分を行いました。

※命令の内容

財団の寄附行為第 4 条第 1 号に定める災害補償共済事業のうち、新規加入会員の募集及び加入手続並びに被共済者の増員手続に係る業務を停止すること（その期間は、平成 22 年 4 月 1 日から、寄附行為第 4 条第 1 号に係る規約が保険法に適合し有効に施行されるまでの間）。

4 なお、既に参加されている会員（継続会員）に対する災害補償共済事業に係る補償費の支払については、今回の業務停止命令によって影響を受けるものではなく、従来どおりの取扱いがされるところです。

〈参考条文〉

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年六月二日法律第五十号）（抄）

（特例民法法人の業務の監督に関する経過措置）

第九十五条

特例民法法人の業務の監督（設立の許可の取消し及び解散の命令に係るものを除き、定款の変更の認可、解散した特例民法法人の財産の処分の許可、解散及び清算人に係る届出並びに清算終了の届出に係るものを含む。）については、なお従前の例による。

○旧民法（明治二十九年四月二十七日法律第八十九号）（抄）

（法人の業務の監督）

第六十七条 法人の業務は、主務官庁の監督に属する。

2 主務官庁は、法人に対し、監督上必要な命令をすることができる。